

中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業
募集要項に関する質問への回答

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
1	募集要項	5	第2-4	本公募においては、参加資格審査書類の提出及び審査料の納付並びに「守秘義務の遵守に関する誓約書」の提出を行った後に、事業条件書、実施協定書（案）等の守秘義務対象資料が開示されるものと理解しております。 一方で、これら守秘義務対象資料には、本事業の事業性、リスク分担、契約条件等、応募者の提案参加の可否判断に重大な影響を及ぼす内容が含まれるものと想定しております。守秘義務対象資料に含まれる事業条件や契約条件について、応募者に過度なリスク負担を求める内容や、一般的な慣行と比較して著しく片務的と評価され得る内容が含まれていた場合における県の基本的な考え方、特に応募者が合理的な事業判断として提案参加を断念せざるを得ないと判断した場合の審査料の取扱いについて教えてください。	審査料は返還しません。
2	募集要項	7 8	第2-5(1)エ 第2-5(2)ソ	提出書類には、環境影響の低減に対する配慮が求められており、環境影響評価法への言及があります。以下についてご教示ください。 当該IR（統合型リゾート）事業は、国または都道府県の法令に基づき、正式な環境影響評価（EIA）の実施が必要となるのでしょうか。	想定される開発の内容やIR予定区域の土地の規模からすると、本事業が環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例に該当することは想定していません。応募者の提案内容によって該当することとなった場合は、工事着手前、工事中、工事完了後の各段階において、必要となる手続を行う必要があります。
3	募集要項	7 8	第2-5(1)エ 第2-5(2)ソ	環境影響評価の実施が必要な場合、どの段階までにこれを完了している必要がありますか。	No.2の回答のとおりです。
4	募集要項	12	第3-3	「設置運営事業者は、IR事業期間の満了に当たってIR事業期間の延長を県に申出ることができ、県が認めた場合は延長することができる」との記載があります。例えば、コロナ禍ではコンセッション空港における空港運営事業期間の延長が検討されました。貴県は、本事業で延長が認められるケースとして、こういったケースを想定されておりますでしょうか。	事業期間の満了にあたって、設置運営事業者から延長の申し出があれば、これまでの本事業のモニタリングの結果を踏まえ、県は協議に応じます。
5	募集要項	13	第3-4(2)	「なお、その資本構成については内外無差別である。」との記載があります。ここでいう「内外無差別」とは、国内資本、国外資本を差別的に取り扱わない、という意味合いのものと認識してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
6	募集要項	13 26	第3-5(1) 第6-5	「設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する全ての費用（次のアからエの費用並びに政策変更、法令の制定及び改正、物価・需要の変動、その他一切の事由により発生する追加費用を含む。）を自ら負担する」との記載があります。 しかし、大規模震災を含む不可抗力リスクは、本事業の代表的なリスクです。具体的には、今後30年以内の貴県を被災地に含む大規模地震の発生確率は、東海地震が88%、東南海地震が60%、南海地震が50%であるとも予想されており、これに伴う提案対象地における津波浸水想定は、一部3.0m～5.0mに達します。当該リスクは、民間事業者が負担するには過大なリスクと考えます。さらに、当該リスクは、本事業の事業性を根本的に損なう可能性も十分にあり得ます。そのため、貴県がリスクを一部負担することをご検討いただけませんか。	ご質問のようなリスクを県が負担することは想定していません。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
7	募集要項	13 26	第3-5(1) 第6-5	「設置運営事業者は、実施協定に特段の定めがある場合を除き、本事業の実施に要する全ての費用（次のアからエの費用並びに政策変更、法令の制定及び改正、物価・需要の変動、その他一切の事由により発生する追加費用を含む。）を自ら負担する」との記載があります。 しかし、直近の中東情勢の影響により、建設工事に係る物価のさらなる上昇が見込まれます。加えて、当該影響は、中長期に及ぶ可能性も十分にあるものと認識しています。 当該リスクは、民間事業者が負担するには過大なリスクと考えます。さらに、本事業の事業性を根本的に損なう可能性も十分にあり得ます。そのため、一部貴県がリスクを負担することをご検討いただけませんか。	ご質問のようなリスクを県が負担することは想定していません。
8	募集要項	13	第3-5(1)ア	土地の使用に係る費用について、事業条件書等に定められた金額及び方法により費用を支払うとありますが、金額については競争的対話にて調整が可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項13頁第3-5(1)アにおいて、「設置運営事業者は、…事業条件書等に定められた金額及び方法により費用を支払う」と記載のとおり、競争的対話において、土地の使用に係る費用を調整することは想定していません。
9	募集要項	14	第3-5(1)イ	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）のご提示される取得価格をご教示いただけますでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
10	募集要項	14	第3-5(1)イ	この価格には、購入又は賃借による土地の取得費用は含まれていますでしょうか。 購入の場合、土地の購入価格をご教示ください。 賃借の場合、賃料の水準および関連する契約条件はどのような内容となりますでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
11	募集要項	14	第3-5(1)イ	評価主体（評価者）は誰であり、用いられている評価手法および評価アプローチはどのようなものでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
12	募集要項	14	第3-5(1)イ	ご提示される価格が当該不動産の市場価値を公正かつ適切に反映したものであり、統合型リゾート（IR）事業の競争力を維持・確保することに資するものであることを貴県としてご確認することは可能でしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
13	募集要項	14	第3-5(1)イ	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）の過去3年間の営業損益計算書（損益計算書／P&L）をご提供いただけますでしょうか。	愛知県国際展示場の公共施設等運営権者である愛知県国際会議展示場株式会社（AICEC）の損益計算書は、同社のWebページにおいて公表されておりますのでご確認ください。 https://www.aichiskyexpo.com/organizer-top/financial-info/
14	募集要項	14	第3-5(1)イ	愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）における現在の人員規模はどの程度でしょうか（正規職員、外部委託スタッフ、派遣・臨時労働者等を含め、人数ベース又はフルタイム換算人員（FTE）でご教示ください）。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
15	募集要項	14	第3-5(1)イ	愛知県国際展示場の取得費用及び休業補償について、当該費用の詳細は事業条件書に示すとありますが、当該費用の額については競争的対話にて調整が可能という理解でよろしいでしょうか。	募集要項14頁第3-5(1)イにおいて、「当該費用の詳細は事業条件書等に示す」と記載のとおり、競争的対話において、愛知県国際展示場の取得費用を調整することは想定していません。 休業補償の費用については、愛知県国際会議展示場株式会社（AICEC）との協議となります。
16	募集要項	14	第3-7	履行保証金等の具体的な納付方法は、基本協定、実施協定等で定めるとありますが、履行保証金等の額は、基本協定書（案）及び実施協定書（案）にて提示され、競争的対話の調整の対象（第11-10-(4)イ(イ)）になると考えていてよろしいでしょうか。	履行保証金等の額は、基本協定書（案）及び実施協定書（案）において提示します。競争的対話において、履行保証金等の納付方法について意見交換を行うことは可能ですが、金額を調整することは想定していません。
17	募集要項	14	第3-7	履行保証金等を貴県に対して納付することを求めています。当該事業はいわゆる公共工事や公費支出を伴う事業とは異なり、施設整備・運営に要する資金はすべて民間事業者が自らの責任とリスクにおいて負担する民設民営事業と認識しております。履行保証金等の本来的対象となる公共の金銭的損害が限定的であることから、履行保証金等に代わる合理的な履行確保措置の採用を検討していただけませんか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
18	募集要項	14	第3-9	事業期間終了時「愛知県国際展示場については、県は設置運営事業者から買い戻すことができる。」との記載があります。 応募者は貴県による買い戻しを前提に事業計画を立案し、提案審査書類を提出することは可能でしょうか。	当該記載は、県に買い戻しを行うことができる権限を留保するとの趣旨であり、県の買い戻しを前提とするものではありません。 詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
19	募集要項	14	第3-9	事業期間終了時「愛知県国際展示場については、県は設置運営事業者から買い戻すことができる。」との記載があります。 事業期間終了時の既存の国際展示場の扱いを定めることで正確な事業収支の検討を行うために、買い戻しを行う際の施設の資産価格の評価方法をご教示いただけませんか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
20	募集要項	14	第3-9	事業期間終了時「愛知県国際展示場については、県は設置運営事業者から買い戻すことができる。」との記載があります。 施設の経済的価値の評価を既存の国際展示場の修繕計画の検討と合わせて実施することで正確な事業収支の検討を行うために、既存の国際展示場の図面、改修履歴等の修繕計画立案に要する資料をご提供いただけませんか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
21	募集要項	16	第4-1	IR予定区域内又はその周辺に位置する既存施設に係る土地所有者の意向（譲渡の可否、活用方針等）について、現時点で把握されている内容があれば、事業条件書の開示に先立ち、可能な範囲でご提示いただくことは可能でしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
22	募集要項	16	第4-1	「IR予定区域の詳細は事業条件書に示す」との記載があります。提案対象地における地下埋設物、土壌汚染、インフラ容量等について、県として把握している情報がある場合は、守秘義務対象資料に含めて開示されるとの理解でよろしいでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
23	募集要項	16	第4-1	「IR予定区域は中部国際空港島の利活用可能な県有地等」との記載があります。IR予定区域外の土地又は施設を一体的に活用する提案を行うことは、募集要項上、許容されないとの理解でよろしいでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
24	募集要項	16	第4-1 図表1	空港、鉄道駅、駐車場施設等の周辺既存建築物を含むCAD図面、ならびに、ユーティリティ（インフラ）計画、隣接する道路網、及び敷地に接続する高架歩行者デッキ（ペDESTリアンブリッジ）等を含む図面をご提供いただけますでしょうか。	CAD図面等は、守秘義務対象資料として提供する予定です。
25	募集要項	16 17	第4-1 図表1、3	図表1中のIR予定区域の中に図表3で既存建物の概要が記載されています。 しかし、既存建物として挙げられている愛知県国際展示場の北側には現に複数のホテル等が運営されております。 図表1と図表3の間の齟齬についてご説明ください。	ご指摘の建物は、提案対象地に含まれておりません。 2026年3月31日の「統合型リゾート(IR)の事業実現の可能性に係る意見募集の結果及び中部国際空港島特定複合観光施設設置運営事業に係る提案募集について」の県Webページにおいて、提案対象地を確認することが可能です。赤枠内の斜線部分が対象となります。 https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/609950.pdf なお、詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
26	募集要項	16 17	第4-1 図表1、3	図表1中のIR予定区域の中に図表3で既存建物の概要が記載されています。 しかし、既存建物として挙げられている愛知県国際展示場の北側には複数のホテル等が運営されております。 上記ホテル等の概要についてご教示ください。	No. 25の回答のとおりです。
27	募集要項	16 17	第4-1 図表1、3 第4-2	「県は、IR 予定区域のうち設置運営事業者が本事業の用に供する土地（以下「事業用地」という。）について、設置運営事業者への貸付や売却など、設置運営事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置を講じる。」とあります。 既存建物として挙げられている愛知県国際展示場の北側には複数のホテル等が運営されております。 これらのホテル等の土地・建物の権利関係が不明ですが、県が費用を負担した上で更地にして設置運営事業者へ貸付や売却をしていただけののでしょうか。	No. 25の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
28	募集要項	16 17 42	第4-1 図表1、3 第4-2 第11-7(2)	「県は、IR 予定区域のうち設置運営事業者が本事業の用に供する土地（以下「事業用地」という。）について、設置運営事業者への貸付や売却など、設置運営事業者が確実にその土地を利活用できるようにするための措置を講じる。」とあります。 一方42頁の守秘義務対象資料の一覧として「事業用定期借地権設定のための覚書（案）」が記載されています。 こちらを拝見すると予め土地の貸付を想定してご準備されていたりするようにも考えられます。土地を利活用できるようにするための措置が売却の場合は、その売却の範囲はどのように、いつまでに決まり、その上で、土地の売却代金の算出、所有権移転のスキームは、何月までに完了し、応募者に開示予定でしょうか。	売却を希望する場合の条件等については、競争的対話でご確認ください。
29	募集要項	18	第5-2(1)	「一体として設置され及び運用されるものとする」との記載があります。 ここでいう「一体として」とは、物理的に全施設を連結することを必須とするものではなく、運営上の連携が確保されていれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	全施設を物理的に連結することは必須ではありません。 特定複合観光施設区域整備法第2条第2項に「「特定複合観光施設区域」とは、一の特設複合観光施設を設置する一団の土地の区域として、当該特定複合観光施設を設置し、及び運営する民間事業者により当該区域が一体的に管理されるもの」と規定されています。
30	募集要項	19	第5-2(3)ア	「国際会議場施設は、最大会議室の収容人員が 3,000 人以上であり、全ての会議室の収容人員の合計が最大会議室の収容人員の2倍以上であるものとする。」等との記載がありますが、既存の愛知県国際展示場の情報が不足しています。 既存の愛知県国際展示場の図面等収容人員がわかり、かつ、施設の改修を計画するに際して必要となる資料を開示していただけないでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
31	募集要項	19	第5-2(3)ウ (イ)	「2035 年 3 月末までの愛知県国際展示場を含むMICE 施設の運営について、詳細は設置運営事業候補者とAICEC の協議により定める。」との記載があります。 2035年4月以降のMICE施設の運営にあたっては、こういった条件が設置運営事業候補者に課されるのでしょうか。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
32	募集要項	19	第5-2(3)ウ (イ)	「2035 年 3 月末までの愛知県国際展示場を含むMICE 施設の運営について、詳細は設置運営事業候補者とAICEC の協議により定める。」との記載があります。 AICECは、本事業においてどのように位置づけられ、設置運営事業者とはどのような契約関係になるのか、貴県が候補として考えられている契約関係についてご教示ください。	守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
33	募集要項	19	第5-2(4)ア	「日本が育んできた伝統、文化、芸術やポップカルチャーなどのクールジャパン若しくは最先端技術や伝統工芸などを紹介する産業観光などの魅力について、効果的な手法により世界に向けて発信するものとする。」との記載があります。 こちらの記載は、設置運営事業者に対して、「」、「や」「若しく」で繋がれた個々の名詞を全て満たして世界に発信することを求めていますでしょうか。	当該記載は、特定複合観光施設区域整備法及び施行令を踏まえ、本県が想定する魅力増進施設のコンテンツの例示です。応募者は同法令の趣旨及び本県の特色等を踏まえ、ご提案ください。
34	募集要項	20	第5-2(5)カ	「施設の機能・規模・コンテンツについては県、関連団体、中部国際空港株式会社などの意見も踏まえ、検討を進める」との記載があります。 提案審査書類の提出期限までの時間が限られていることから、これら各団体との協議は、設置運営事業候補者選定後から、または、提案審査書類の提出前から設置運営事業候補者選定後も継続して行うことを想定していますでしょうか。	競争的対話でご確認ください。
35	募集要項	20	第5-2(6)	20頁の当該項目では、「全ての客室の床面積の合計をおおむね10 万㎡以上」等宿泊施設に求める機能・規模の条件に関する記載があります。 設置運営事業者は、これら条件は設置運営事業者がすべて新設のホテルを建築することで満たす必要がありますでしょうか。上記条件の達成状況を判定するにあたってのIR予定区域内における既存ホテルの取扱いをご教示いただけませんか。	No. 25の回答のとおりです。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
36	募集要項	20	第5-2(6)	20頁の当該項目では、「全ての客室の床面積の合計をおおむね10万㎡以上」等宿泊施設に求める機能・規模の条件に関する記載があります。 上記条件の達成状況を判定するにあたって、IR予定区域内における既存ホテルを本事業における宿泊施設としてみなすためには、少なくとも応募者と既存ホテルの土地・建物の所有者、また、ホテルの運営事業者との改修計画の検討を含む協議が必要であると存じます。この協議は、貴県がその場を設けて実施されるのでしょうか。	No. 25の回答のとおりです。
37	募集要項	20	第5-2(6)	20頁の当該項目では、「全ての客室の床面積の合計をおおむね10万㎡以上」等宿泊施設に求める機能・規模の条件に関する記載があります。 上記条件の達成状況を判定するにあたって、IR予定区域内における既存ホテルを本事業における宿泊施設としてみなすことができる前提でご質問します。 既存ホテルを本事業における宿泊施設とみなし、改修を見据えてその機能・規模等を本事業で一体的に検討するために、既存ホテルの機能・規模等が分かる図面等の資料をご共有いただけませんかでしょうか。	No. 25の回答のとおりです。
38	募集要項	20	第5-2(6)	20頁の当該項目では、「全ての客室の床面積の合計をおおむね10万㎡以上」等宿泊施設に求める機能・規模の条件に関する記載があります。 上記条件の達成状況を判定するにあたって、IR予定区域内における既存ホテルを本事業における宿泊施設としてみなすことができる前提でご質問します。 既存ホテルの所有・運営会社が、こういった既存ホテルの改修計画を検討しているか等、貴県は施設管理に関するこれらの会社の意向は把握されているものと思料します。把握されている場合は、意向が分かる資料をご共有いただけませんかでしょうか。	No. 25の回答のとおりです。
39	募集要項	20 36	第5-2(6) 第10-6	20頁の当該項目では、「全ての客室の床面積の合計をおおむね10万㎡以上」等宿泊施設に求める機能・規模の条件に関する記載があります。 これらを満たすにあたって提案対象地内における既存宿泊施設も含めて条件を満たしたとみなせる前提でご質問いたします。 AICECとの接触制限については記載がありますが、既存宿泊施設等との接触について制限はないのでしょうか。	競争的対話でご確認ください。
40	募集要項	21	第5-2(9)ア	設置運営事業者は、「国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議」の「誘致策」や「体制づくり」に取り組むものとの記載があります。 これらの会議の誘致策、体制づくりは、国、貴県が主体となって行うものであり、設置運営事業者単独、また、主導では誘致が不可能であると考えます。これらの重要会議の誘致に当たって国、貴県と設置運営事業者との役割分担、設置運営事業者が貴県が求める業務内容について現在の想定をご教示いただけませんかでしょうか。	重要な国際会議の誘致策や体制づくりについては、選定基準4頁審査項目(中)(5)MICE施設(国際会議場施設及び展示等施設)において、「誘致、企画及び運営に必要な体制及びノウハウを備えているか。」を審査のポイントとしている点を踏まえて、応募者においてご提案ください。 なお、募集要項30頁第8-1に記載のとおり、県もMICE誘致のための施策及び措置を講ずることとしています。 詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
41	募集要項	22	第5-2(9)オ	質の高い雇用の創出および人材育成・確保に関する取組が求められておりますが、本事業は35年の有期事業であることから、事業期間の後半に向かうにつれて人材確保が困難となることが想定されます。つきましては、事業終了後における雇用の安定を図る観点から、貴県が運営・関与されている他事業への転職支援等を行う旨を公募資料に記載いただくことは可能でしょうか。	県が他事業への転職支援等を行うことは想定していません。
42	募集要項	23	第5-4	貴県としては、RFP(募集要項)提出前の段階において、事業者と地域コミュニティとの合意形成に向けた活動を実施することを期待しているのでしょうか。	競争的対話でご確認ください。
43	募集要項	24	第5-5	「IR施設の整備その他本事業の事業内容の向上に対する再投資努力義務」との記載があります。 事業期間終了が近づいた段階における再投資の要否や水準については、残存期間や資産回収状況を踏まえて合理的に判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	再投資努力義務は、事業期間全体を通じて、設置運営事業者が継続的な再投資を行うよう努めることを求めるものであり、令和2年12月23日国土交通省告示第1563号第4条第14号の規定を踏まえ、区域整備計画にも記載する必要があります。 このため、事業期間終了が近づいた段階における再投資の要否や水準については、設置運営事業者において適切に検討し、県と協議の上、区域整備計画を作成することを想定しています。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
44	募集要項	24	第5-5	「IR施設の整備その他本事業の事業内容の向上に対する再投資努力義務」との記載があります。当該再投資努力義務の履行状況は、形式的・定量的な基準のみで判断されるのではなく、事業環境や経済情勢、経営実績（収益から費用を除いた利益の水準）を踏まえた総合的判断が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	再投資努力義務は、事業期間全体を通じて、設置運営事業者が継続的な再投資を行うよう努めることを求めるものであり、令和2年12月23日国土交通省告示第1563号第4条第14号の規定を踏まえ、区域整備計画にも記載する必要があります。このため、当該再投資努力義務の履行状況については、募集要項25頁第6-3(1)のとおり、モニタリングにおいて確認し、評価を行う予定です。
45	募集要項	24	第5-5	「再投資努力義務」との記載があります。ここでいう再投資には、必ずしも施設の新設や増設といった資本的支出に限られず、ソフト施策や運営改善への投資も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
46	募集要項	24	第5-5	「県が実施する認定区域整備計画に関する施策」との記載があります。この施策は具体的にどのような内容が想定されておりますでしょうか。また、可能であれば、その規模等施策の概要についてもご教示いただきたく存じます。	募集要項30頁第8の滞在型観光を実現するための施策及び募集要項32頁第9のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策等を想定しています。詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
47	募集要項	24	第5-6	スケジュール達成を支援するため、県として、許認可手続きの迅速化や設計図書承認に関する何らかの支援（例：都市計画部局による迅速な審査、建築確認申請に係る工事図面のファストトラック承認等）を提供する予定はありますでしょうか。	行政手続は関係法令に則り、適切に対応します。
48	募集要項	24	第5-6 図表5	設置運営事業候補者選定後に公聴会などは開催するのでしょうか。開催する場合には、県は設置運営事業候補者の参加を求めますでしょうか。	特定複合観光施設区域整備法第9条第7項に「区域整備計画を作成しようとするときは、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定があることを踏まえ、適切に対応することとなります。
49	募集要項	24	第5-6 図表5	「区域整備計画認定後速やかに」の欄に「IR開業」と記載がありますが、具体的に想定する時期がありましたらご教示ください。	具体的に想定する時期はありません。
50	募集要項	24 44	第5-6 図表5 第11-10(4) ア	24頁に「提案審査書類の提出期限」は「2026年秋」、「競争的対話の実施期間」は「2026年4月～9月頃」、また、44頁に「競争的対話は、提案審査参加者毎に複数回実施することを予定している。」との記載があります。この限られた想定スケジュールの中で、応募者は、参加資格審査後に開示される守秘義務対象資料の精査に加え、複数回の競争的対話の準備及びその中で示された解釈や条件の事業計画への影響等に関する再検討を行うことになるため、相応の時間を要することが想定されます。応募者としては、十分な検討期間を確保することで実効的な事業計画の立案をしたいと考えております。つきましては、競争的対話の実施期間、提案審査書類の提出期限について柔軟な対応を希望いたしますが、ご検討いただく余地はありますでしょうか。	スケジュールは募集要項に記載のとおりです。詳細は、競争的対話でご確認ください。 【2026年6月17日追記】 提案審査書類の提出期限を「2026年度冬頃」に、競争的対話の実施時期を「2026年度冬頃まで」に変更しました。詳細は、競争的対話でご確認ください。
51	募集要項	24	第5-6 図表5	提案審査書類の提出期限について、2026年秋頃と記載があります。秋頃について具体的に記載いただけないでしょうか。	競争的対話でご確認ください。 【2026年6月17日追記】 提案審査書類の提出期限を「2026年度冬頃」に変更しました。詳細は、競争的対話でご確認ください。
52	募集要項	25	第6-3(1)	本事業リスクは、原則として設置運営事業者が自らの責任において負担するものです。このような事業スキームを踏まえると、貴県によるモニタリングについては、公共目的の達成や法令遵守の確認に必要な範囲に限定し、設置運営事業者の自律的な経営判断や創意工夫を過度に制約しない内容とすることが望ましいと考えます。民間の責任と裁量を最大限尊重する観点から、国際基準等の変遷に合わせて、モニタリング項目・頻度等は適宜協議をお願いします。	県によるモニタリングは、本事業が実施協定及び認定区域整備計画等に照らして適切に実施されているか確認を行うため、必要な範囲において実施します。詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
53	募集要項	28	第7-1(3)	「不可抗力の発生により、設置運営事業者が本事業を継続することができなくなったときは、県又は設置運営事業者は実施協定を解除することができる。」との記載があります。設置運営事業者が、実施協定を解除した場合、県に対して違約金を支払う義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
54	募集要項	33	第10-1(3)	「応募者がコンソーシアムの場合は、コンソーシアム構成員を取りまとめて応募手続きを行い県との窓口を務める企業（以下「代表企業」という。）を定める。」との記載があります。代表企業は、提案審査及び事業運営において中心的役割を果たすことが想定されているものの、出資比率の過半を必ず保有することまでは義務付けられていないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
55	募集要項	33	第10-2	本事業は多額の資金拠出を必要とする大規模事業であり、SPCの株式についてコンソーシアムの代表企業が過半数を保有することを要件とした場合、当該代表企業が会計上、過大な資産およびリスクを引き受ける構造となる可能性があります。こうした点を踏まえると、本事業においては、複数の構成企業が出資し、各社が持分法適用会社として位置付けられる形でSPCを構成することも、事業の安定的かつ持続的な実施に資するものと考えられます。本件について、当該スキームが可能であるとの理解で差し支えないか、ご教示いただけますでしょうか。	募集要項において、代表企業がSPCの株式の過半数を保有することは要件としていませんので、複数の構成企業が出資し、持分法適用会社としてSPCを構成するスキームについても、ガバナンスや事業の安定性が確保されている限り、排除されるものではありません。
56	募集要項	35	第10-2(8)脚注5	「資本金若しくは人事面等において一定の関連のある者」との記載は、第10-2(8)以外にも募集要項中に同一の文言で、複数箇所がございますが、脚注5は、それらすべてに係るものと認識してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
57	募集要項	35	第10-4	「・・・複合施設の開発又は運営の実績を有すること。・・・」、「複合施設とは、MICE施設、ホテル、エンターテインメント施設、商業施設、カジノ施設を含む用途から構成される一群の施設という。」と記載があります。この場合、MICE施設、ホテル、エンターテインメント施設、商業施設、カジノ施設のうち一つでも含まれない場合は、複合施設に該当せず、複合施設の開発又は運営の実績に認められないということになってしまうのでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、各施設の規模については問いません。
58	募集要項	35	第10-4	「・・・複合施設の開発又は運営の実績を有すること。・・・」、「複合施設とは、MICE施設、ホテル、エンターテインメント施設、商業施設、カジノ施設を含む用途から構成される一群の施設という。」と記載があります。例えば、コンソーシアム企業AがMICE施設・ホテル、コンソーシアム構成企業Bがエンターテインメント施設・商業施設・カジノ施設の開発又は運営の実績を有している場合、コンソーシアムとして「応募者に求められる要件」に該当すると考えていてよろしいでしょうか。	ご質問のような場合は、募集要項35頁第10-4の「一の区域において複合施設の開発又は運営の実績を有すること」のうち「一の区域」を満たしているか、また統合型リゾートを一体的に運営するノウハウを有するかどうかを参加資格審査において確認することになります。
59	募集要項	36	第10-8	「資本金若しくは人事面等において一定の関係のある者」との記載がございます。これは、脚注5の「資本金若しくは人事面等において関連のある者」と同一の内容を指しているものと認識してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
60	募集要項	37	第10-9	「資本金若しくは人事面等において一定の関係のある者」との記載がございます。これは、脚注5の「資本金若しくは人事面等において関連のある者」と同一の内容を指しているものと認識してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
61	募集要項	37	第10-10	申請者またはその他のコンソーシアム構成員の変更に関する期限は、いつまでとされていますでしょうか。	募集要項37頁第10-10(1)に記載のとおり、参加資格審査書類提出後は、代表企業の変更は認められず、コンソーシアム構成員の変更は県が認めた場合に限り、当該変更は、2026年夏頃までを期限とし、参加資格審査書類を提出した者に通知します。 【2026年6月17日追記】 提案募集のスケジュール変更に伴い、コンソーシアム構成員の変更は「2026年度冬頃」までを期限とし、参加資格審査書類を提出した者に別途通知します。
62	募集要項	37	第10-10	RFP提出後において、申請者またはこれらのコンソーシアム構成員に変更を加えることについて、何らかの柔軟性は認められていますでしょうか。その場合、どのような条件または状況下で認められるのでしょうか。	提案審査書類の提出期限後は変更できません。 なお、設置運営事業候補者の選定後の変更については、募集要項47頁第12-6の記載のとおりであり、詳細は守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
63	募集要項	37	第10-10(1)	一定の条件を満たせばコンソーシアムの変更は可能との記載がありますが、続く(2)の申請方法等に記載されている書式から、変更は「追加」のみに限定されているようにも読めます。コンソーシアムメンバーの「脱退」に伴う変更は認められないのでしょうか。認められる場合、書式は追加されますか。	コンソーシアム構成員の脱退は、募集要項37頁第10-10(1)の末尾2行に記載のとおり、県と協議することになります。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
64	募集要項	39	第11-2 図表6	参加資格申請書類提出後に辞退した場合のペナルティの有無についてご教示ください。	ペナルティはありませんが、審査料は返還しません。また、応募に要した費用は全て応募者の負担となります。
65	募集要項	39	第11-2 図表6	設置運営事業候補者選定後に基本協定を締結しなかった場合のペナルティの有無についてご教授ください。	ペナルティはありませんが、審査料は返還しません。また、提案審査書類の作成など応募に要した費用は全て応募者の負担となります。
66	募集要項	39	第11-2 図表6	参加表明書等の提出期限は7月31日（金）ですが、競争的対話の実施時期は2026年4月～9月頃となっています。通常、競争的対話は公平を期すために参加表明書等の提出期限以降に、各コンソーシアムと同時期に実施されると思われませんが、本事業では例えば5月に参加表明書等を提出したコンソーシアムがある場合、参加表明書等の提出期限（7月31日）以前に競争的対話を実施される可能性があるということでしょうか。その場合、早く参加表明書等を提出した方が、競争的対話の実施回数が多くなる可能性があるということでしょうか。	競争的対話は、参加表明書等を提出した応募者から順次実施します。後から参加表明書等を提出した応募者については、全体スケジュール及び当該応募者の希望等を踏まえ、競争的対話を実施するとともに、それまでに実施した他の応募者との競争的対話など本公募の過程において県から提供された情報を共有することにより、応募者間の公平性を確保します。 【2026年6月17日追記】 参加表明書等の提出期限を「2026年9月30日（水）」に、競争的対話の実施期間を「2026年度冬頃まで」に変更しました。競争的対話の進め方は、前回の回答と同様であり、参加表明書等を提出した応募者から順次実施します。
67	募集要項	39 42	第11-2 図表6 第11-7(2)	申請ガイドラインでは、提案審査資料の提出期限が2026年秋頃とされており、図面やイメージの提出が可能である旨が記載されています。一方で、「様式および記載要領（提案審査編）」については、未公表の機密資料として位置付けられています。十分な準備期間を確保するため、以下の点について早期にご教示ください。 提出が求められる具体的な図面の種類には、どのようなものが含まれる予定でしょうか。（例：配置図、平面図、立面図、断面図、パース（完成予想図）、コンセプト図、ランドスケープ計画図、交通動線図、段階整備（フェージング）計画図等）	提案審査書類で求める図面等は、観光庁「特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き」の該当する評価基準の＜関係する添付書類＞を参照の上、決定しています。 詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。 【2026年6月17日追記】 提案審査書類の提出期限を「2026年度冬頃」に変更しました。提案審査書類で求める図面等は、前回の回答と同様であり、詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
68	募集要項	39 42	第11-2 図表6 第11-7(2)	各図面の提出にあたり、求められる詳細度（例えば、コンセプトレベル、または基本設計／概略設計レベル等）は、どの程度を想定されていますでしょうか。	No. 67の回答のとおりです。
69	募集要項	41	第11-6(3)	「応募者は、本事業のために県が設置運営事業候補者の選定に要する費用の一部を審査料として負担する」、また、「本公募を辞退した場合においても、審査に要した費用は応募者が負担するものとする」との記載があります。審査料を支払い、審査を受けた後に設置運営事業者を選定されなかった場合も審査料は返還されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
70	募集要項	41	第11-6(3) 第11-7	応募者が守秘義務対象資料の貸与を受けるためには、「参加資格審査書類の提出にあたり金1,000万円を県に納付する。」こと及び貴県による「参加資格審査書類の内容の確認」を受けることが必要とされています。応募者としては、貴県HPで公開された募集要項等の情報を拝見するに、本事業の参加検討にあたり重要な情報の多くが守秘義務対象資料中に含まれているものと考えております。現行の想定スケジュールを考えると、可及的速やかに守秘義務対象資料の開示を受ける必要がございます。つきましては、①参加表明書提出後、守秘義務対象資料のうち貸与可能なものについてはすみやかに開示する、②応募者が審査料を事前に支払わずとも守秘義務対象資料とされている資料の開示を受けることができるものとし、審査料は提案審査に進める段階で支払う、といった形で応募手続を変更していただけないでしょうか。	本公募に関する手続の変更は想定していません。
71	募集要項	41 51	第11-7 第14-1	「県は」「参加資格審査書類の内容の確認後かつ審査料納付の完了を確認できる書類の写しを受領後、応募者に対して守秘義務対象資料を貸与する。」とあります。一方で、守秘義務対象資料の開示時期が募集要項上明記されていないことから、提案書類の作成にあたって重要な考慮要素となる情報が提案書提出期限の直前に開示された場合、提案審査を辞退せざるを得ないことも考えられます。そういった場合には、具体的な審査が始まっていないため、審査料の全部又は一部は返還いただけるものと認識してよろしいでしょうか。なお、募集要項51頁には、「審査料については、その時点で県が審査に要した費用を除いて返還する。」と記載があります。	応募者が辞退した場合は、審査料は返還しません。 なお、募集要項51頁第14-1は、県が公募を中止した場合です。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
72	募集要項	47	第12-6	ここでいう「構成員」とはコンソーシアム構成員を指すものと認識してよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
73	募集要項	47	第12-6	設置運営事業候補者の選定後においては、構成員およびその保有株式の種類、保有株式数、議決権保有割合並びに出資額の変更は原則として認めない旨が規定されております。他方で、本事業は多額の初期投資を伴うことから、金融機関からの資金調達を前提とした事業スキームとなることが想定されます。そのため、資金調達時点の経済情勢や金融機関との協議内容によっては、構成員の出資額が相当程度変動する可能性があります。こうした出資額や資金調達条件に関する事項については、事業の安定的かつ円滑な実施の観点から、貴県の個別の承諾を要することなく、一定の範囲で事業者の裁量に委ねる取扱いとすることもご検討いただけないでしょうか。	設置運営事業候補者の選定後の出資額の変更については、募集要項47页第12-6のとおりとなります。詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
74	募集要項	48	第13-3(1)	「プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。」との記載があります。プレゼンテーションにおける配布資料は、応募者が提出した提案審査書類の抜粋のみ認められ、新たな内容の付加は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	提案審査書類の提出期限後の追加は認められません。
75	募集要項	48	第13-3(1)	「プレゼンテーションを実施した場合には、プレゼンテーションにおける配付資料及び映像等を含む。」との記載があります。プレゼンテーションにおける映像は、応募者が別途作成してご提出することになるかと存じます。映像の作成は必須でしょうか。	映像の作成は応募者の任意です。詳細は、競争的対話でご確認ください。
76	選定基準	1	第2	「設置運営事業候補者選定基準」第2章においては、候補者の選定が二段階で行われ、第一段階として参加資格審査、第二段階として提案審査が実施される旨が記載されています。このうち第二段階（提案審査）についてですが、都道府県は、例えば開発コンセプト、土地利用計画及び配置計画、中核施設、運営計画、財務計画等の分野を含め、提案書の構成、目次、提出内容の一覧、提出すべき具体的な成果物又は記入・提出が必要な様式等をご提示いただける予定でしょうか。または、応募者は、表2に記載されている審査項目を提案書作成の指針として用い、独自に提案内容を構成すべきかご教示ください。	様式は守秘義務対象資料の「様式集及び記載要領（提案審査編）」において提示します。
77	選定基準	4	表2-1(2)	選定基準では、「南北に長いIR区域全体が一体的な敷地となるよう、区域内の円滑な移動を確保するための具体的な計画」が求められています。これに関連し、以下についてご教示ください。IR区域を一体的な敷地として形成するため、県により整備済み、または今後整備予定の、区域内道路、プロムナード、歩行者動線、橋梁、またはピープルムーバー等の交通・移動インフラはありますか。	現在の道路の整備状況は現地をご確認ください。また、県による整備予定の施設はありません。
78	選定基準	4	表2-1(2)	貴県としては、棧橋および荷役施設の移設、公共の歩行者動線、道路および橋梁の付け替え、または建築物の移転などを含め、当該用地が完全に連続した一体的な敷地となることを確保するために、どのような解決策（又は対応オプション）を有していますでしょうか。	選定基準4頁審査項目(中)(2)IR区域内の建築物のデザイン及び配置において、「…IR区域の南北に長い形状を円滑に移動するための措置を講じ、IR区域全体が一体となる計画が具体的に提案されているか」を審査のポイントとしている点を踏まえて、応募者においてご提案ください。詳細は、守秘義務対象資料や競争的対話でご確認ください。
79	選定基準	4	表2-1(5)	評価基準において、MICE施設については、最大規模のMICEへの対応能力や国際競争力、施設の機能性・内装・サービス水準等が評価項目として示されていると理解しております。一方で、本事業においては国際展示場について既存施設であるAichi Sky Expoを取得・活用することが前提とされており、当該既存施設の仕様や機能が評価にどのように反映されるのかが、提案内容の検討において重要な論点になると認識しております。この点に関し、MICE施設に係る評価については、新設又は増設する会議施設等のみが評価対象となるのか、それとも既存のAichi Sky Expoを含めた一体的な施設全体として評価されるのか、ご教示ください。	応募者には、募集要項19页第5-2(3)に「設置運営事業者は、愛知県国際展示場をその一部として…MICE施設の整備を行うものとする」との趣旨を踏まえた提案を求めており、愛知県国際展示場の活用等を含めて評価の対象となります。詳細は、守秘義務対象資料でご確認ください。

No.	資料名	頁	項目番号	質問	回答
80	選定基準	6	表2-3(15)	財務の安定性の評価において、資金調達の確実性、金融機関との連携・調整等の具体的な内容が挙げられておりませんが、今回の募集段階では資金調達の蓋然性のエビデンスは不要と理解してよろしいでしょうか。	資金調達の確実性を示す特定の書類を一律に必須とすることはありませんが、提案審査書類の提出時点において、可能な範囲で資金調達の確実性を裏付ける資料を提出してください。
81	選定基準	6	表2-3(15)	「(15) 財務的安定性」について「財務面からみて事業が安定的であり、……」との記述がありますが、「安定した財務見通し」と判断するための基準について、具体的にご説明いただけますでしょうか。特に評価対象となる主要業績指標（KPI）やその他の財務指標はありますか。もしある場合、それらのKPIや指標の内容、および想定される目標値または許容レンジについてご教示ください。	当該審査項目は、特定の指標や数値基準をもって評価するものではなく、総合的に本事業の継続が安定的に実施可能となる提案かを評価するものです。なお、当該審査項目は、観光庁「特定複合観光施設区域整備計画に係る認定申請の手引き」69頁の「評価基準21 財務の安定性」を踏まえた内容としています。
82	選定基準	6	表2-3(15)	「……業績が下振れした場合にも適切に対応し、……」についてここでいう「業績悪化」の想定について、定量的に示すこと又は具体的にご説明をしていただけますでしょうか。例えば、収益が〇%減少するケース等がございましたらご教示ください。	No. 81の回答のとおりです。
83	記載要領	2	第3	参加資格審査に関する提出書類における「(5) 議決権保有割合表」や、「コ応募企業またはコンソーシアム構成員の主要株主等名簿」、「サ設置運営事業者の役員予定者名簿」などは提出時点で未定の可能性があります。予定値や予定者から変更する場合何か特別な手続きが必要でしょうか？また、「予定」で書く内容及びその後の変更が審査にどのように影響するのか県の考えを教えてください。	「2(5) 議決権保有割合表」については予定で差し支えありませんが、募集要項37頁第10-10(1)イに記載のとおり、変更には条件があります。 「2(8)コ 応募企業又はコンソーシアム構成員の主要株主等名簿」については現況を記載することとし、変更がある場合は様式2-11の8に記載のとおりです。 「2(8)サ 設置運営事業者の役員予定者名簿」については予定で差し支えありませんが、変更がある場合は様式2-12の3に記載のとおりです。 【2026年6月17日追記】 提案募集のスケジュール変更に伴い、様式2-11の8及び様式2-12の3の記載を変更しました。
84	記載要領	31	様式2-15 第2条6	県から提供される全ての資料について県はその内容の正確性について一切の責任を負わないと記載がありますが、正確性について責任を負わない対象資料は限定できないのでしょうか。現時点で開示資料が不明な状態ではありますが、すべての資料が不正確かもしれないのであれば、全く参考に出来ない可能性があると考えます。	当該免責条項は、資料の完全性や将来にわたる正確性を保証しない趣旨の一般的な規定であり、全ての資料が不正確であることを前提とするものではありません。なお、当該免責条項の対象資料を限定することは想定しておりません。

今後、募集要項35頁第10-4の「応募者に求められる要件」を満たす民間事業者において、参加表明書の提出にあたり問い合わせがある場合は、6月30日（火）までに愛知県政策企画局企画調整部地方創生課調査室（※）へ連絡してください。

【2026年6月17日追記】

提案募集のスケジュール変更に伴い、問い合わせの受付期間を8月31日（月）まで延長します。

（※）連絡先は募集要項5頁第2-2「県の担当部署」を参照